

様式第4号（第11条関係）

基住第493号  
令和3年10月21日

基山町第3区区長 原 則 幸 様

基山町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案について、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1. 提案の取扱い

令和3年10月4日付けで提案がありました、新しいカーブミラーの設置及び既存のカーブミラーの取替につきましては、今年度中に行います。なお、令和3年10月7日に既存のカーブミラーの角度を調整し、飛び出し人形の設置を行いました。

2. 取扱いの理由

住民課で要望箇所の確認を令和3年10月4日に行いました。

カーブミラー設置箇所につきましては、当該丁字路に北側から南側に車両等で進入する際、道路の形状上、南側から北側に進行する歩行者等を目視で確認することができない状況であり、出会い頭の事故が発生する恐れがあるため、カーブミラーの設置を行います。

既存のカーブミラーの取替箇所につきましては、支柱及び鏡面が著しく劣化しているため、カーブミラーの取替を行います。

また、既存のカーブミラーにつきましては、東側から当該丁字路に進入する際、南側から北側に進行する車両等をカーブミラーで確認することができない状態であったため、カーブミラーの角度を調整しました。

なお、ドライバーへの注意喚起のため、飛び出し人形の設置を行いました。